

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成30年7月18日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800042号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1800016号

## 第1 結論

昭和36年4月から昭和38年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和9年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和36年4月から昭和38年3月まで

昭和36年3月に会社を退職して家業の質屋を継ぎ、同年4月に国民年金制度が発足したので国民年金に加入したが、加入手続や保険料納付の時期については記憶していない。ただ当時自宅に来た集金人から今ならまだ国民年金保険料を納付できる旨の説明を受け、手元の営業資金でまとめて請求期間の保険料を支払った記憶がある。

また、妻は私と結婚した後の昭和38年1月から同年3月までの期間に係る国民年金保険料が納付済となっているにもかかわらず、同期間に係る私の保険料が未納と記録されているのは納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された国民年金手帳は、昭和37年12月7日に発行されていることから、請求者が国民年金の加入手続を行ったのは同年12月頃であることが推認できる。市町村事務取扱準則によると、被保険者が保険料を納付した際、検認台紙の所定欄に印紙を貼付し検認印を押印するとともに、国民年金印紙検認記録欄にも検認印を押印することとされており、請求者の国民年金手帳には、昭和36年度及び昭和37年度とも、現年度において印紙検認があったことを示す検認印の押印は認められないことから、請求者は両年度の国民年金保険料を現年度納付していないことが確認できる。

また、請求者は当時質屋を営んでおり資金面では問題がなかったため、自宅店舗のカウンターに来た集金人から、今ならまだ国民年金保険料を納付できる旨の説明を受けた際、手元にあった営業資金で請求期間の保険料をまとめて納付したところ、集金人は年金手帳の半分を切り取って持っていった旨を陳述している。

さらに、請求者が加入手続当時居住していたA市では、昭和37年10月からB県の職員による過年度保険料の現金徴収事務が実施されているところ、B県が定めた「現金徴収業務実施要

項」によれば、県の徴収員は検認台紙を切り離す旨の記載があり、請求者の国民年金手帳の昭和 37 年度国民年金印紙検認記録の右側のページは切り取られていることが認められることから、請求者がまとめて保険料を納付したと記憶する集金人は、過年度保険料を徴収する県の職員であったことが考えられる。

加えて、請求者は、請求期間以外の国民年金加入期間の保険料を全て納付している上、請求者の妻も、婚姻前の期間を含め昭和 36 年 4 月からの国民年金加入期間の保険料を全て納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。